

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

| | | | | | | | |
|------|--|-----------|------|-----------|----------------|-----------|------------------------------|
| 法令名 | 佐賀県自然公園条例施行規則 | | | 法令番号 | 昭和49年佐賀県規則第58号 | | |
| 手続名 | 合併又は分割による公園事業の承継の承認 | | | 根拠条項 | 第5条第1項 | | |
| 審査基準 | <p>佐賀県自然公園条例施行規則第5条第1項の規定に基づく承認は、申請の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。</p> <p>(1) 佐賀県自然公園条例（昭和33年佐賀県条例第50号）第10条第2項の協議をした者又は同条第3項の認可を受けた者である法人の合併又は分割により、申請者に公園事業の全部が承継されていること。</p> <p>(2) 申請者が、当該申請に係る公園事業を適正に執行するために必要な能力を有していること。</p> <p>(3) 申請者が、公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を公園事業の用に供するための権原を有していること。</p> <p>(4) 申請の事項について客観的な挙証資料が示されていること。</p> | | | | | | |
| | 受付機関 | 有明海再生・環境課 | 処理機関 | 有明海再生・環境課 | 交付機関 | 有明海再生・環境課 | 標準処理期間 30日 標準経由期間 日 |